

团体交涉報告会

日時: 1月28日(金)18:00~

場所: くすのき会館レセプションルーム

テーマ1 1月7日団体交渉での組合の要求と獲得事項

テーマ2 今後の組合の要求作りのために

(1)『裁量労働制』とは何か 使用者案の問題点 --教員にとって働きやすい労働時間制度を作るために--

(2) その他(臨時職員の労働条件,賃金不払い残業,昇格の遅れ,休日振替など)



法人化によって私たちの労働条件は組合・過半数代表者と使用者との協議で決められるようになりました.それを制度的に保障するのが団体交渉権です.組合は,労働条件改善のための明確な要求を持って使用者と交渉を行い,その実現に努力する責任があります.

このような観点から,まず臨時職員の労働条件問題を取り上げて団体交渉を行いました.また,退職時特別昇給廃止などの就業規則改定問題も扱いました.この会では,団交での組合の要求,使用者側の回答,現状での到達点などについて報告します.報告を通じて,今後の労働条件の改善のために組合の果たすべき役割を理解していただければ幸いです.

さらにこの会は,今後の組合の要求作りについて皆さんの意見を伺う場でもあります.特に, 大学教員への裁量労働制を導入について,使用者案の問題点を報告するとともに,今後どのような要求を行うべきかいくつかの提案を行う予定です.裁量労働制をめぐる協議の中で,教員にとって働きやすい労働時間制度を求めていきます. その他にも,賃金不払い残業の問題,昇格の遅れの問題,休日振替の振替日が取れないという問題など,多岐にわたる問題が生じています.これらについても現状を確認するとともに,皆さんの意見を伺いたいと思います。

要求実現に向け、声を上げましょう。仲間と一緒に参加して下さい。

